

都道府県の機能強化による 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり （厚生労働省）

1. 第二期成年後見制度利用促進基本計画（抄） 都道府県の役割①

都道府県による取組方針の策定

ア 都道府県による取組方針に盛り込むことが望ましい内容

都道府県による取組方針では、市町村計画と同様に、第二期計画を踏まえ、以下の内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。

- ・ 目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること
- ・ 目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること
一方で、都道府県は、広域的観点から市町村による地域連携ネットワークづくりの支援の役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割が求められるため、以下に掲げる方針を盛り込むことが望ましい。
- ・ 都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針
- ・ 担い手の確保の方針・市町村に対する体制整備支援の方針上記方針を示すことを優先しつつ、さらに、個別事案等で市町村に対して助言などを行えるよう、以下に掲げる方針も盛り込むことが望ましい。
- ・ 市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみづくりの方針

イ 具体的な策定方法

- ・ 都道府県による取組方針は、例えば、都道府県単位の協議会で協議した結果を簡潔に整理するなどにより策定することが考えられる。
- ・ その上で、より効果的に取組が進むよう、市町村計画と同様に、都道府県地域福祉支援計画など他の法定計画の中に取組方針を盛り込むことなどの対応を行うことも期待される。

ウ 留意事項

- ・ 都道府県は、市町村ごとの人口推移や体制整備状況等を勘案しながら、中長期的な観点に立って取組方針を策定することが重要である。

都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進①

① 基本方針

- ・ 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。
- ・ 都道府県は、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。また、協議会を活用するなどして、「多層的」に市町村支援のしくみを構築することも重要である。
- ・ 国は、都道府県の機能強化が図られるよう、各都道府県の取組の進捗状況を踏まえた情報提供や支援等を行うほか、都道府県職員向け研修の拡充、都道府県で権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成、国が把握した好事例の共有などを行う。

② 都道府県の機能強化

- ・ 都道府県には、市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみをつくることが期待される。
- ・ 都道府県には、後見人等に関する苦情等への対応として、国が都道府県における権利擁護支援等の助言の担い手として養成する専門アドバイザーを活用した市町村支援等の対応を検討することが期待される。

1. 第二期成年後見制度利用促進基本計画（抄） 都道府県の役割②

都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進②

③ 市町村への具体的な支援内容

都道府県には、管内市町村の体制整備を始めとした取組が進むよう、以下の具体的な支援を積極的に行うことが期待される。

ア 継続的な研修の実施

- 市町村や地域連携ネットワークの関係者が体制整備を始めとした取組を継続するためには、成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の必要性を認識することや、権利擁護支援に関する実務能力を向上することが重要である。
- そのため、都道府県は、市町村等に対して、成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める研修や、市町村長申立て等の実務能力を向上させる研修を継続的に実施する必要がある。

イ 都道府県単位での協議会を通じた実態把握等

- 協議会の中で、定例的な情報共有、都道府県が行った支援の振り返りと意見交換等のほか、管内市町村の体制整備等の状況や課題、制度の利用ニーズ等の実態把握を行う。また、必要に応じて、受任者調整の場を設置することも考えられる。

ウ 市町村等への情報提供や相談対応

- イによって得られた実態等の情報は、市町村と共有する。
- 市町村からの相談に適切に対応するため、あらかじめ、相談窓口を整備するとともに、専門職等を派遣するしくみなどを整えておく。

エ 市町村の課題に応じた支援や調整の実施

- 市町村に対する具体的な支援及び調整に当たっては、例えば、担い手不足の課題を抱えている市町村ごとや、人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村ごとにグループ化をするなど、市町村に共通する課題に応じた対応を行う。
- 市町村と家庭裁判所との連携の促進においては、家庭裁判所の本庁のみならず、協議事項に応じて、家庭裁判所の支部・出張所を含めた連携にも留意する。
- また、市町村間や、都道府県と市町村との意見交換、交流を進める機会づくりなど、広域での連携も見据えた地方公共団体間の調整の場を設ける。
- 市町村が地域の実情に応じて広域的な地域連携ネットワークづくりに取り組むこと（例えば、複数の市町村にまたがる区域で地域連携ネットワークづくりに取り組むこと、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位で役割分担することなど）ができるよう、近隣市町村や中核機関などによる意見交換の場を設定するなど、積極的に市町村の支援や調整を行う必要がある。

④ 都道府県自らの取組の実施

都道府県には、市町村単独では取り組みにくい課題への対応について、自らが市町村と連携しながら実施することが期待される。こうした課題への対応としては、例えば以下のものがある。

- 担い手の確保（市民後見人や法人後見の担い手の育成等）。
- 市町村・中核機関職員等を含めた関係者の継続的な資質の向上。
- 市町村・中核機関が行う研修等（地域住民や福祉・司法の関係者を対象にした権利擁護支援に関する研修等）を実施することができる人材の育成。

都道府県による「多層的」な支援体制の構築

- 都道府県は、市町村による「包括的」な支援体制では対応が困難な事案等に対して、助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみをつくる必要がある。
- 具体的には、都道府県は、国が都道府県における権利擁護支援等の助言の担い手として養成する専門アドバイザーを活用して、必要な助言等を行うなど市町村支援の体制を確保する。このほか、都道府県単位の協議会で、市町村等からの相談等を通じて把握した権利擁護支援ニーズを共有し、これらに対応した圏域単位や都道府県単位の権利擁護支援のしくみを検討することが期待される。

1. 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（抄）

都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて

【今後の対応】

- 都道府県においては、引き続き、管内市町村の体制整備状況を把握し、その体制整備に関する課題の状況に応じて、都道府県が市町村の中核機関のコーディネート機能の一部を担う等の役割を果たすことが求められる。具体的には、人口規模が小さい市町村の実情も踏まえ、圏域単位の協議会設置による受任者調整の検討・協議の場や、権利擁護支援チームの支援内容に係る協議の場を提供する等、全国どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活の継続を行う観点から、早急に取り組むことが期待される。
- また、厚生労働省においては、「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」において、専門アドバイザーの果たし得る役割・機能について都道府県職員や専門アドバイザーの理解促進を図るだけでなく、専門アドバイザーによる地域の特性に合わせた取組の好事例の紹介等を通じて、市町村が専門アドバイザーを有効に活用できるよう周知する必要がある。併せて、同研修の実施に当たり、専門アドバイザーに期待すること等を明らかにすることで更なる専門職の受講促進を図ることが望ましい。
- さらに、厚生労働省においては、引き続き、「都道府県機能強化推進事業」の実施を通じ、専門アドバイザーの配置・活躍の促進を図り、市町村の支援等を担う都道府県の更なる機能強化を推進していく必要がある。

2. 社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）の概要①

認知症高齢者等の更なる増加が見込まれる中、判断能力が十分でない方が、
成年後見制度や地域の権利擁護支援を適切に利用できる環境づくりが重要となっています。

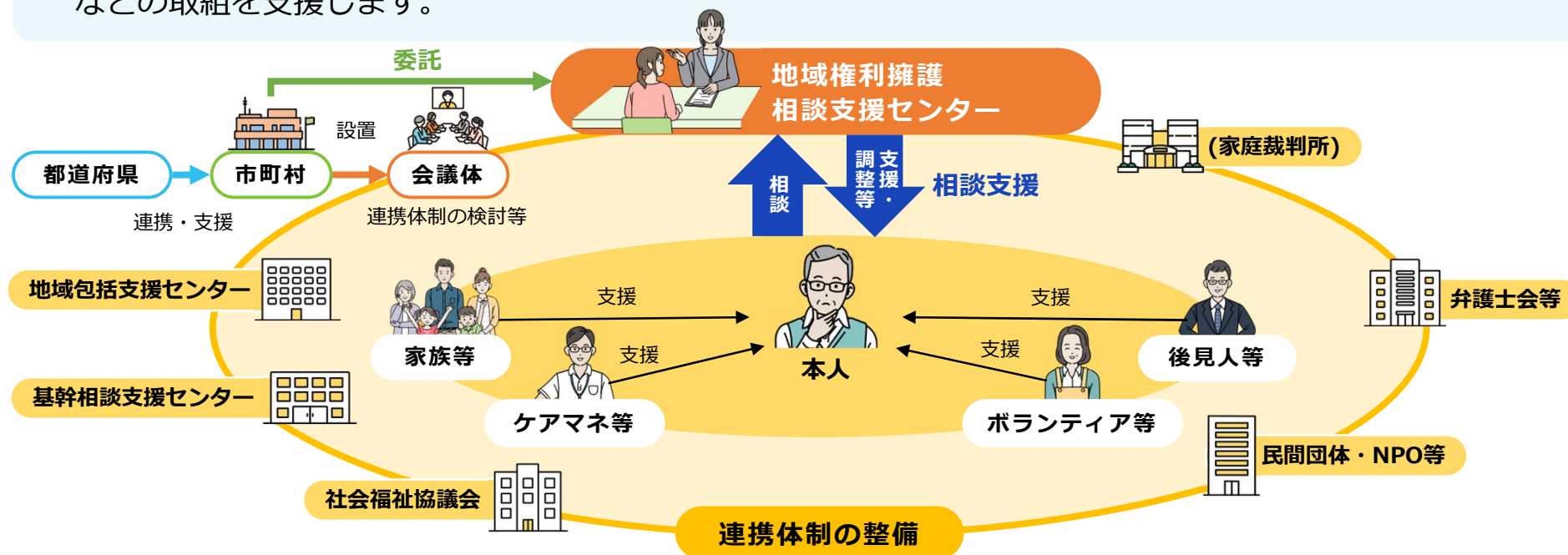
見直し内容

権利擁護に関する地域の支援体制を強化するため、市町村に対して、

- 権利擁護に取り組む支援者関係者に対する支援の実施
- 地域の関係機関や民間団体の連携体制の整備

などに取り組むことを促します。また、

- 地域における権利擁護支援を担う中核的な機関である「**地域権利擁護相談支援センター**」や情報交換・連携体制の整備を担う**会議体の設置を法定化**するとともに、市町村におけるセンターの設置などの取組を支援します。



2. 社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）の概要②

頼れる身寄りがない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、**地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。**

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。**



対応すべき新たな課題

社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例

- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続を行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない

福祉サービス利用援助事業

対象者

判断能力が不十分な者

事業内容

日常生活支援

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的な金銭管理サービス
- ・書類等の預かりサービス

利用料

無料又は低額

拡充・発展

法改正後

福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業

頼れる身寄りがない高齢者等 + 判断能力が不十分な者

日常生活支援（福祉サービス利用援助事業同様）

入院入所等手続支援

（例：手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行など）

又は

死後事務支援

（例：葬儀や納骨、家財処分の契約手続、行政への届出など）

資力の要件に該当する者は無料又は低額

見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、**頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）とともに、地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）し、課題解決を進めます。**

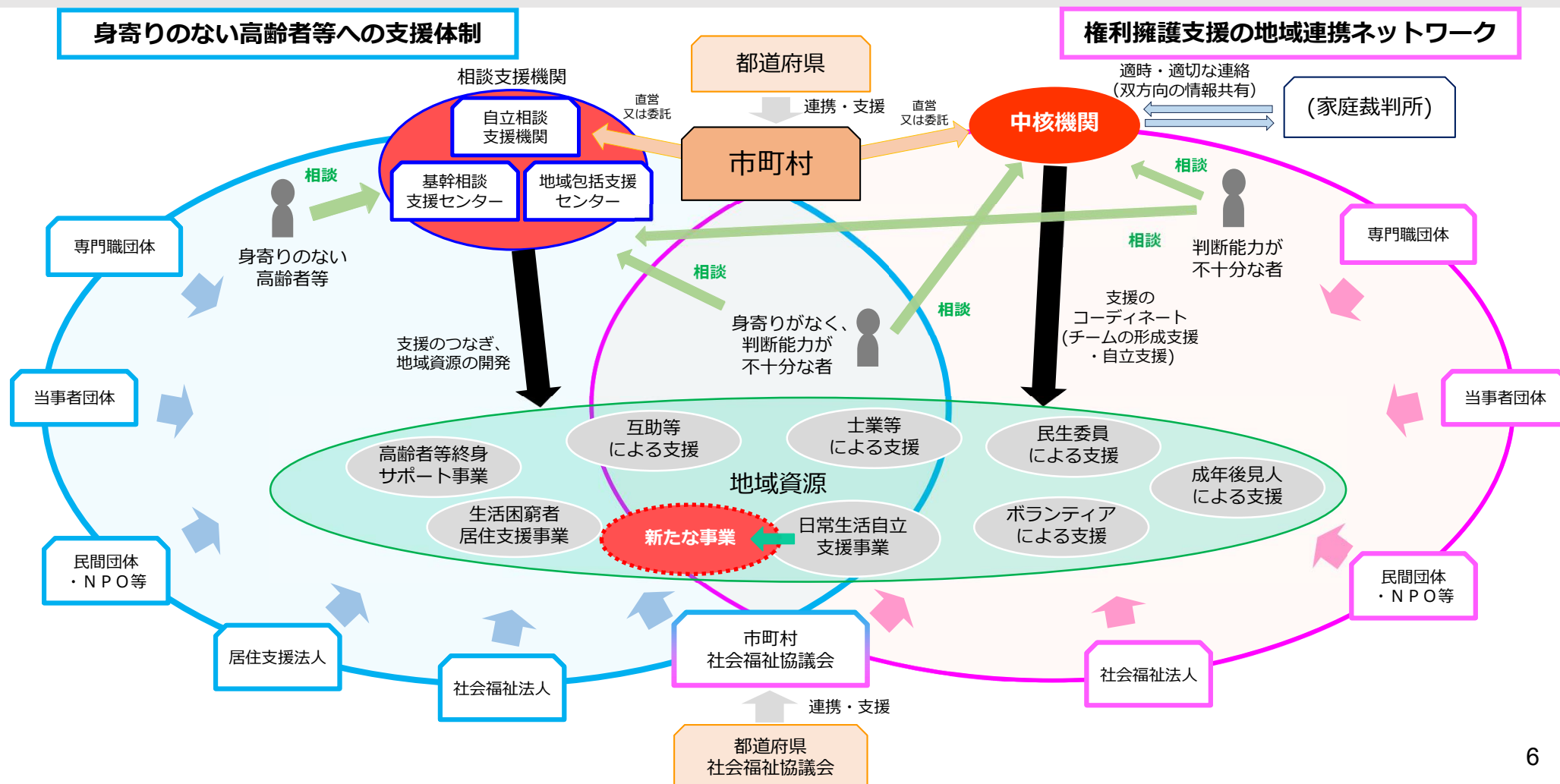
（※1）頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする

2. 市町村単位での支援体制のイメージ

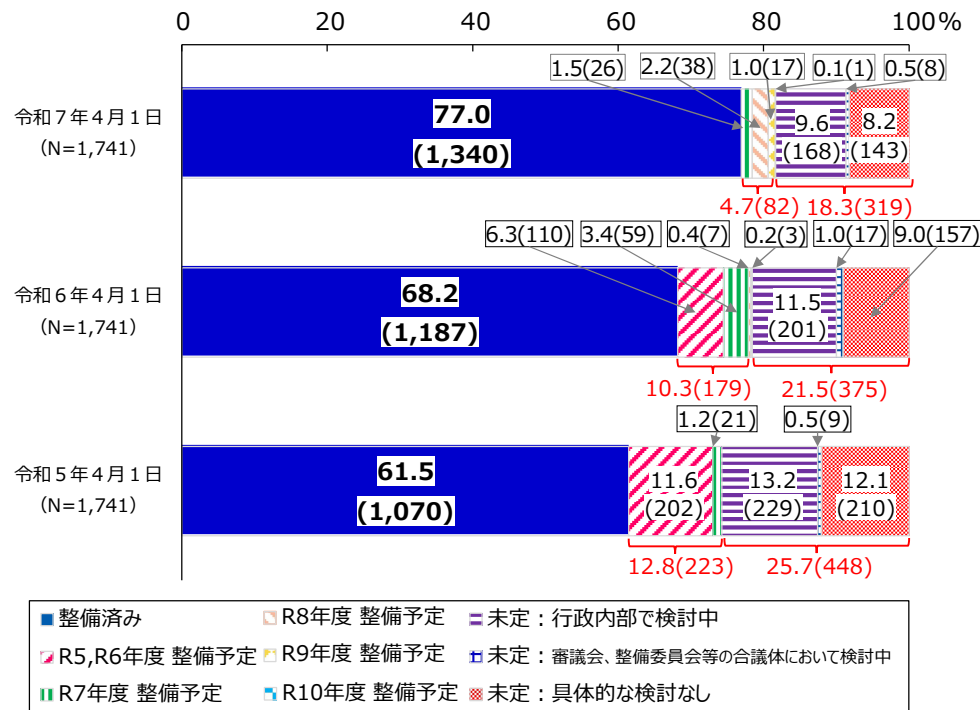
出典：第29回 社会保障審議会福祉部会(9.8) 資料

- 身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなどが必要。
- 判断能力が十分でなく権利擁護の必要性がある方への支援は、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関において相談を受け付け、関係者間における必要な情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整し、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要。
- 市町村単位でのこうした支援体制を整備する観点から、必要な取組について検討。

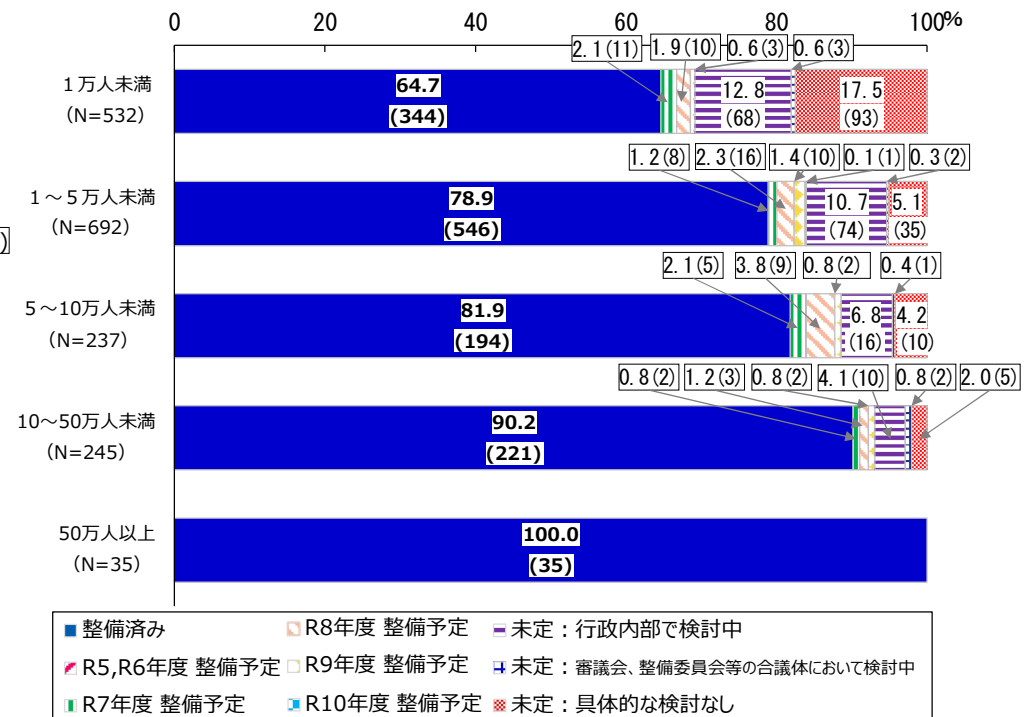


3. 中核機関の整備状況と整備予定が未定の理由

(1) 中核機関の整備状況：整備（予定）時期【全体】

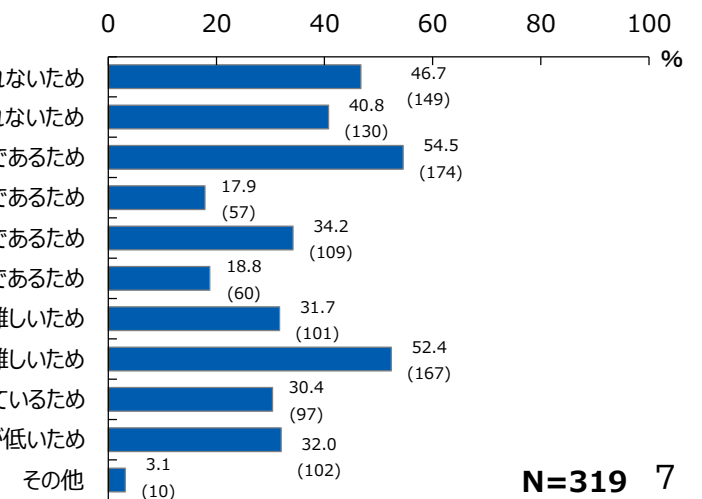


(2) 中核機関等の整備状況：整備（予定）時期【市町村規模別】



(3) 中核機関の整備予定が未定の理由

制度利用に関する相談受付はできて、受任者調整など権利擁護支援チームの形成支援に係るしくみが整えられないため
 制度利用に関する相談受付はできて、後見人等からの相談対応など権利擁護支援チームの自立支援のしくみが整えられないため
 自治体内部での調整が必要であるため
 広域整備など自治体間での調整が必要であるため
 委託予定先との調整が必要であるため
 専門職団体や家庭裁判所との調整が必要であるため
 財源の確保が難しいため
 人材の確保が難しいため
 制度や中核機関に関する理解・情報が不足しているため
 相談件数や制度利用が少なく、現時点では整備の必要性が低い
 その他



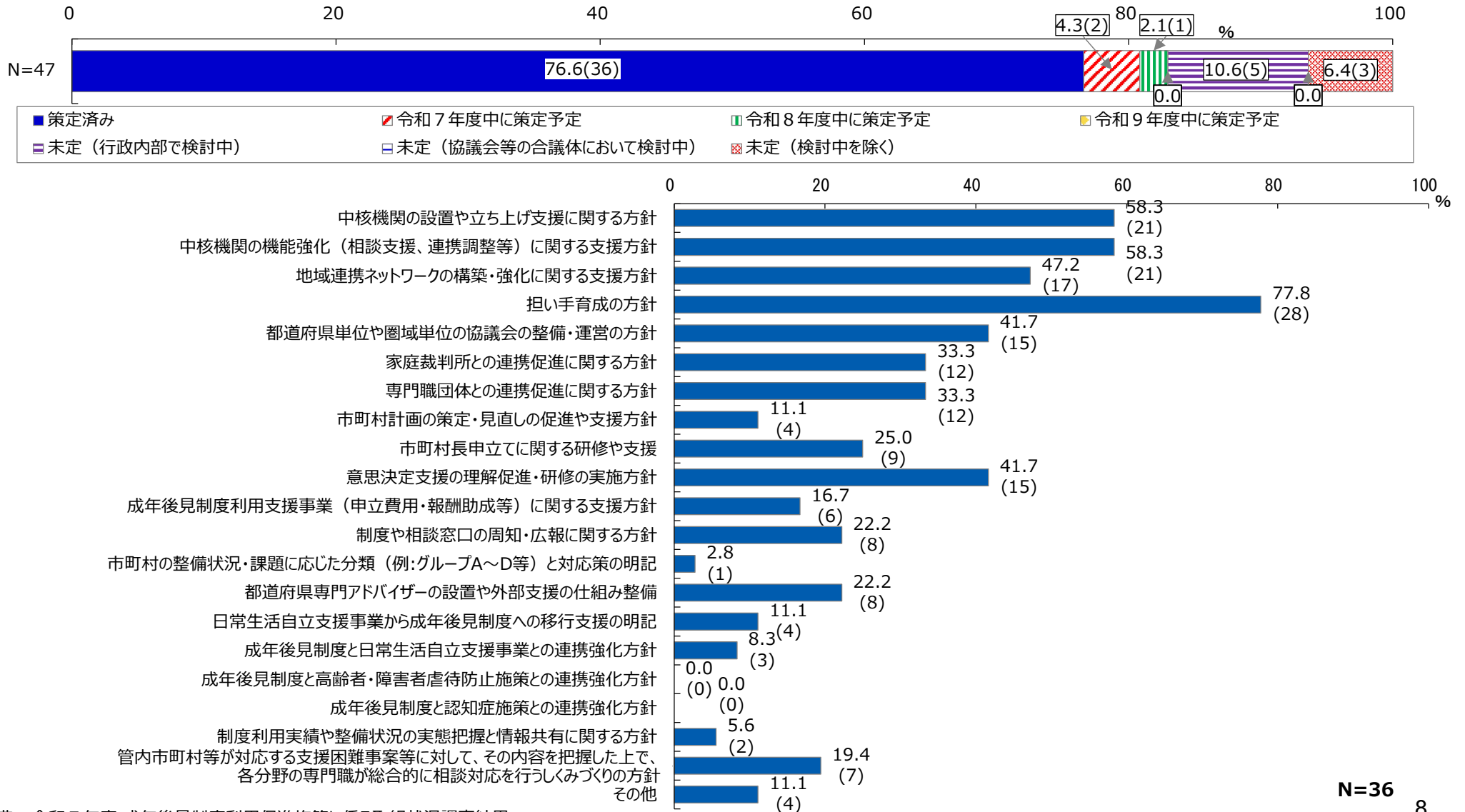
3. 都道府県における取組の現状 (1) 基本方針・推進体制 ①

都道府県による成年後見制度の利用促進に関する取組方針の策定状況と内容

都道府県による取組方針を策定済みの都道府県は36都道府県で、全都道府県の76.6%となっている。策定済みの都道府県では、担い手育成や中核機関の設置・機能強化、地域連携ネットワークの構築等、市町村の体制整備を支援するための方針が多く盛り込まれている。

問：都道府県による成年後見制度の利用促進に関する取組方針の策定状況

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



出典：令和7年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

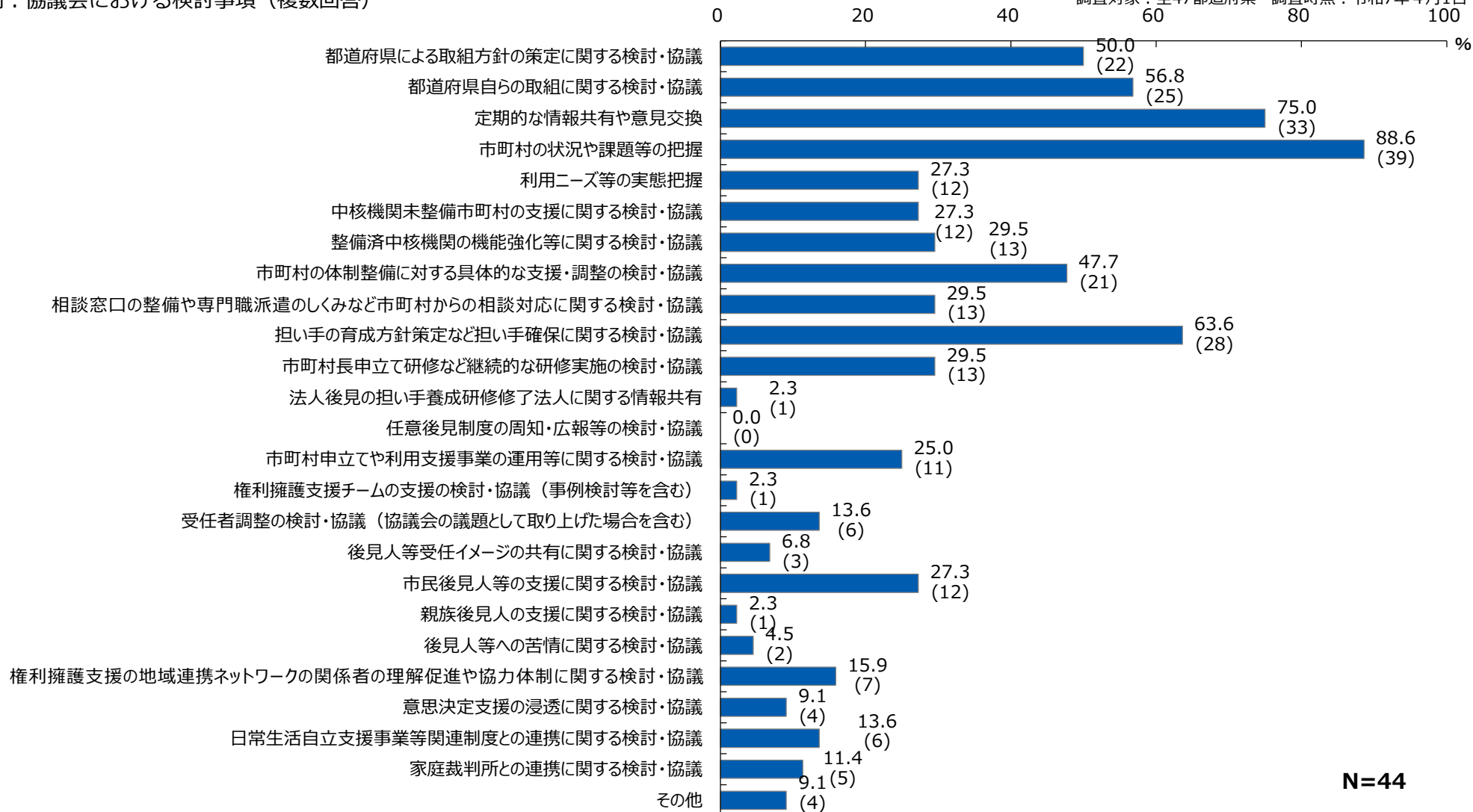
N=36

3. 都道府県における取組の現状 (1) 基本方針・推進体制 ② 都道府県単位の協議会の設置有無と協議内容

都道府県単位の協議会を設置している都道府県は44都道府県となっている。協議会では、市町村の状況や課題等の把握、定期的な情報共有・意見交換、担い手確保や市町村の体制整備に関する検討・協議等が行われている。

問：協議会における検討事項（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



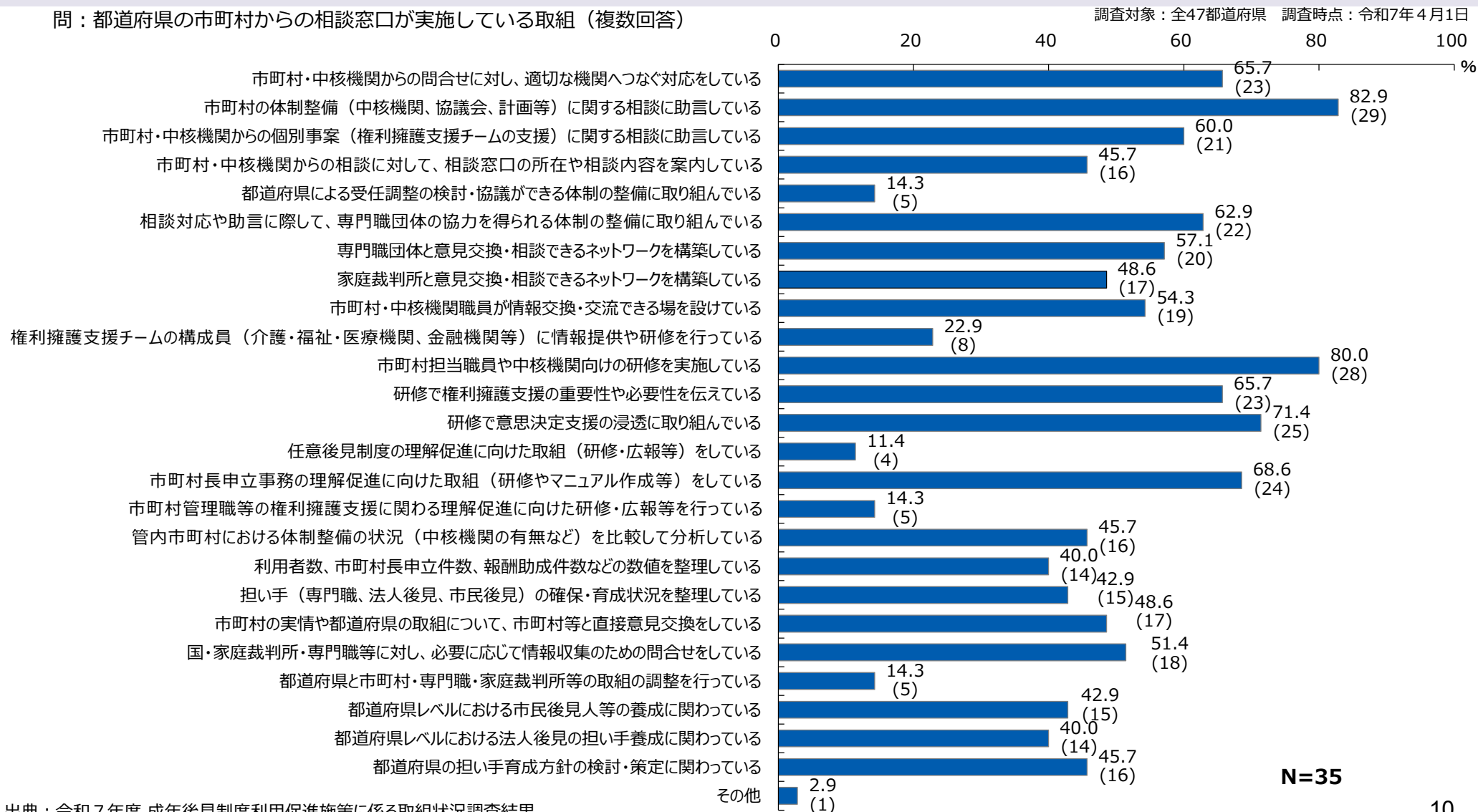
N=44

3. 都道府県における取組の現状 (2) 都道府県の機能強化 ①

都道府県が管内市町村からの相談に適切に対応するための相談窓口の整備状況と取組内容

市町村からの相談窓口を設置している都道府県は35都道府県となっている。相談窓口では、市町村の体制整備や個別事案に関する助言、専門職団体等との連携、研修や情報交換の実施等、市町村・中核機関を支援するための様々な取組が行われている。

問：都道府県の市町村からの相談窓口が実施している取組（複数回答）



3. 都道府県における取組の現状 (2) 都道府県の機能強化 ②

実践事例：和歌山県：管内市町村からの相談に適切に対応するための相談窓口の取組

和歌山県では、県社会福祉協議会に市町村・中核機関からの相談窓口を委託している。相談窓口では、県と連携し、都道府県単位の協議会の運営、都道府県専門アドバイザーの派遣調整、各種研修の実施のほか、広報誌を通じて相談窓口やアドバイザー等を紹介するなど、幅広い関係者に対する周知・広報にも取り組んでいる。

県社協の取組

県社協では、県内全域で成年後見制度の利用が促進されるよう、また、その取組を行っている市町村及び市町村社協のバックアップを行えるよう、4つの取組を県から受託しています。

県総合相談窓口の運営

県民からの成年後見制度についての相談に応じたり、市町村からの制度利用促進に向けた相談や困難事例等の相談受付を行います。

県域協議会の運営

成年後見制度利用促進に係る県域の機能強化を目的に年に数回開催しています。

アドバイザー派遣事業の実施

県総合相談窓口で受けた市町村からの相談について、必要に応じてアドバイザー派遣へ繋がります。

→事業の詳細内容はP.4へ

成年後見制度

市町村長申立て研修会の実施

県内にて市町村長申立てが適切に実施されるよう、その概要や実務について研修会を実施します。



(令和7年8月号)「和歌山県社会福祉協議会広報誌 出典…『福祉わかやま』」p.3

相談窓口の取組の一つとして、県社協の広報誌を通じて、相談窓口やアドバイザー等の取組内容と併せて担当者を紹介し、市町村・中核機関をはじめとする幅広い関係者に対して、顔の見える周知・広報が行われている。

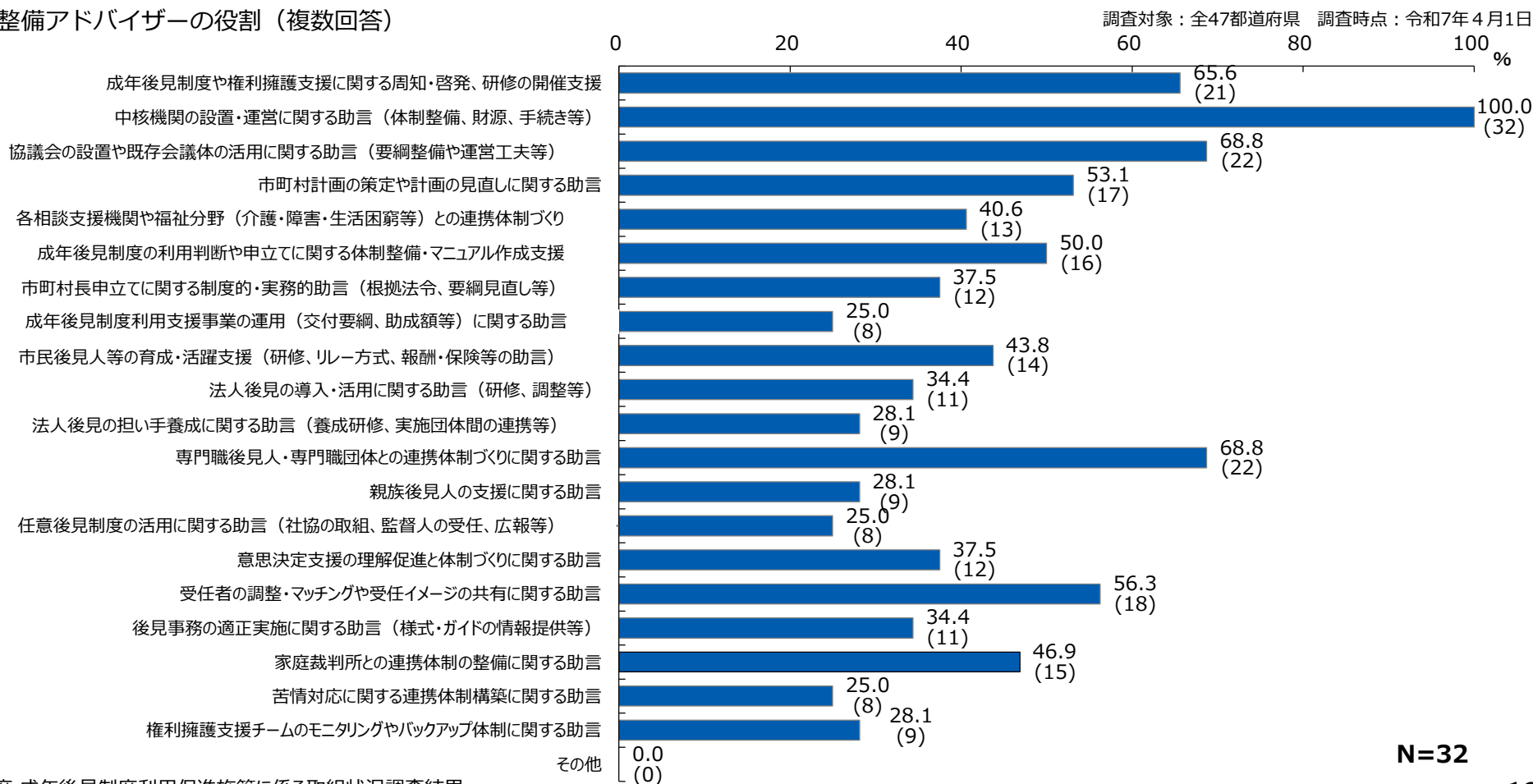
3. 都道府県における取組の現状 (2) 都道府県の機能強化 ③ 都道府県専門アドバイザー（体制整備アドバイザー）の配置状況と役割

体制整備アドバイザーを配置している都道府県は32都道府県となっている。アドバイザーは、中核機関の設置・運営、協議会の設置・活用、専門職団体との連携、市町村計画の策定・見直し等に関する助言を行っている。

体制整備アドバイザーとは

中核機関の立ち上げや圏域単位でのしくみづくりなど、管内市町村の体制整備に関する相談対応や助言等を行うアドバイザー

問：体制整備アドバイザーの役割（複数回答）



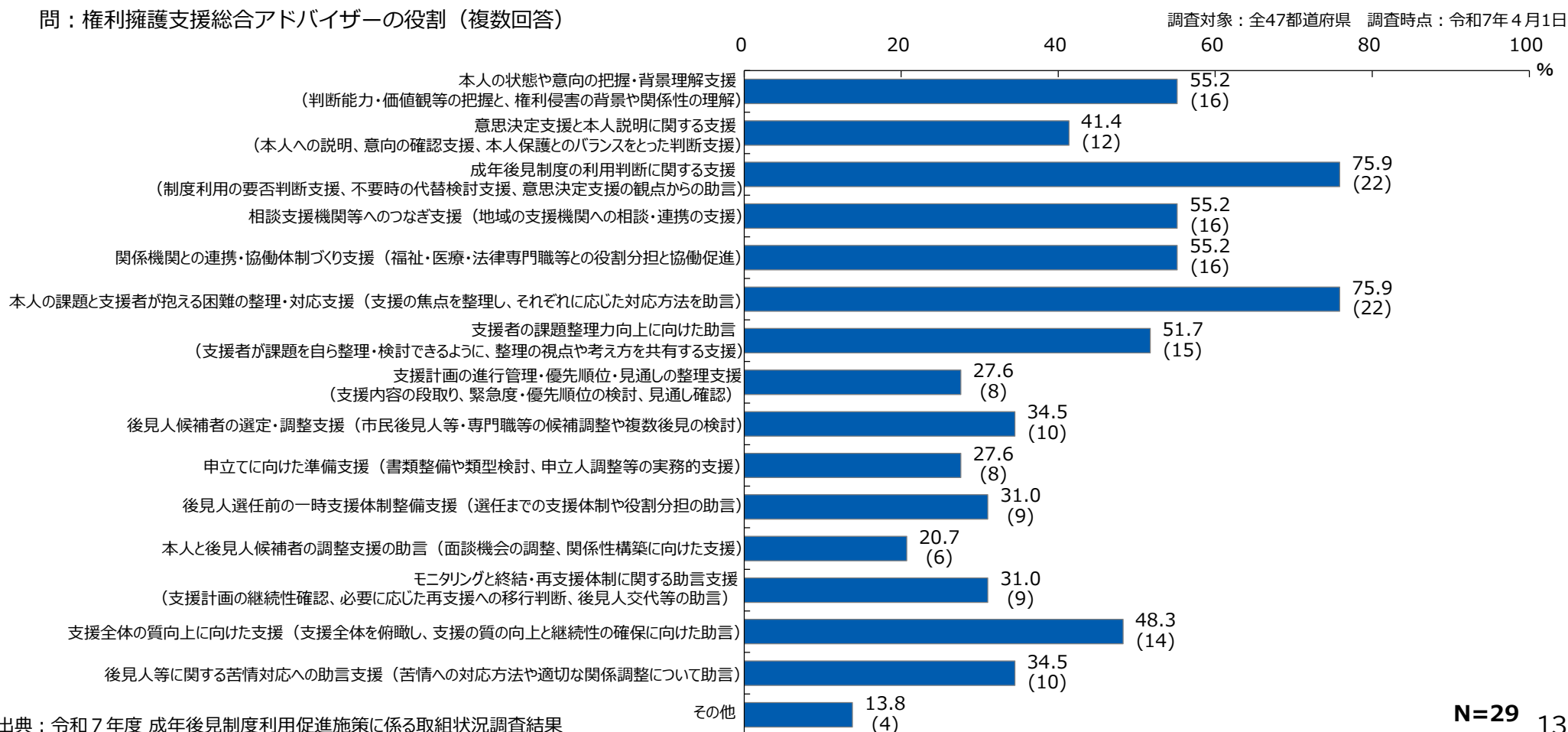
3. 都道府県における取組の現状 (2) 都道府県の機能強化 ④ 都道府県専門アドバイザー（権利擁護支援総合アドバイザー）の配置状況と役割

権利擁護支援総合アドバイザーを配置している都道府県は29都道府県となっている。アドバイザーの専門職としての専門性に基づき、虐待等の市町村や中核機関で抱えきれない支援困難事例における市町村・中核機関の役割・対応等について、具体的な助言を行っている。

権利擁護支援総合アドバイザーとは

市町村等からの支援困難事案や後見人等に関する苦情等の相談に対して、権利擁護支援に関する総合的な助言を行うアドバイザー

問：権利擁護支援総合アドバイザーの役割（複数回答）



3. 都道府県における取組の現状 (2) 都道府県の機能強化 ⑤ 実践事例：和歌山県：アドバイザーの派遣事業

和歌山県では、市町村・中核機関等からの依頼に応じて、作業部会において派遣するアドバイザーや対応方針等を検討している。アドバイザーの派遣を通じて、権利擁護支援や成年後見制度利用促進に係る体制整備、支援困難事例への対応等について、課題の整理や必要な助言を行っている。

(令和7年8月号) p.4
和歌山県社会福祉協議会広報誌
出典…「福祉わかやま」



成年後見制度利用促進に係るアドバイザー派遣事業

県では、県内において成年後見制度の体制整備が図られるよう、令和3年度よりアドバイザー派遣事業を実施しています。令和5年度からは県協が事務局となり、県総合相談窓口で受けた市町村及び市町村社協からの相談について、必要に応じて2種類のアドバイザー派遣へつなげています。

体制整備アドバイザー

中核機関の立上げや、立上げ後の運営方法等、管内市町村の体制整備に関する相談対応や助言等を行うアドバイザー

権利擁護支援総合アドバイザー

市町村等からの支援困難事案や後見人等に関する助言等の相談に対して権利擁護支援に関する総合的な助言を行う専門的支援アドバイザー

今回は実際に体制整備アドバイザーを利用した日高川町中核機関の相談をもとに、
アドバイザー派遣事業の流れをご紹介します。

作業部会で派遣アドバイザーを決定



今年度のアドバイザーは、弁護士、司法書士、社会福祉士、市町村行政、市町村社協職員の計15名です。

我々にお任せください！



アドバイザー
社会福祉士会
ひろい ひでのり
廣井 英徳 氏



アドバイザー
白浜町地域包括支援センター
はね いっせい
羽根 一誠 氏

相談



令和7年3月に中核機関を
立ち上げたものの、
これから何をやっていったら
いいんだろう？

日高川町 保健福祉課
さかた しんや
阪田 伸哉 氏

作業部会

派遣



派遣当日の様子

派遣を終えての感想

今回、中核機関の立上げ先進地区の白浜町の話を聞いて、今後何をしていくかを具体的にイメージできて良かったです。まずは、中核機関の広報・周知と協議会設置に向けた準備を頑張っていきたいです！



阪田氏

中核機関が増えるということは、地域に権利擁護支援が広まるということです。地域住民の方のためにも、ぜひこの事業をご活用ください！



廣井氏

実際に派遣先に行き話を聞く事で、阪田さんの熱意を感じました。白浜町中核機関もまだまだ道半ば、共に頑張りましょう！他の自治体にもぜひこの事業を利用してほしいです。



羽根氏

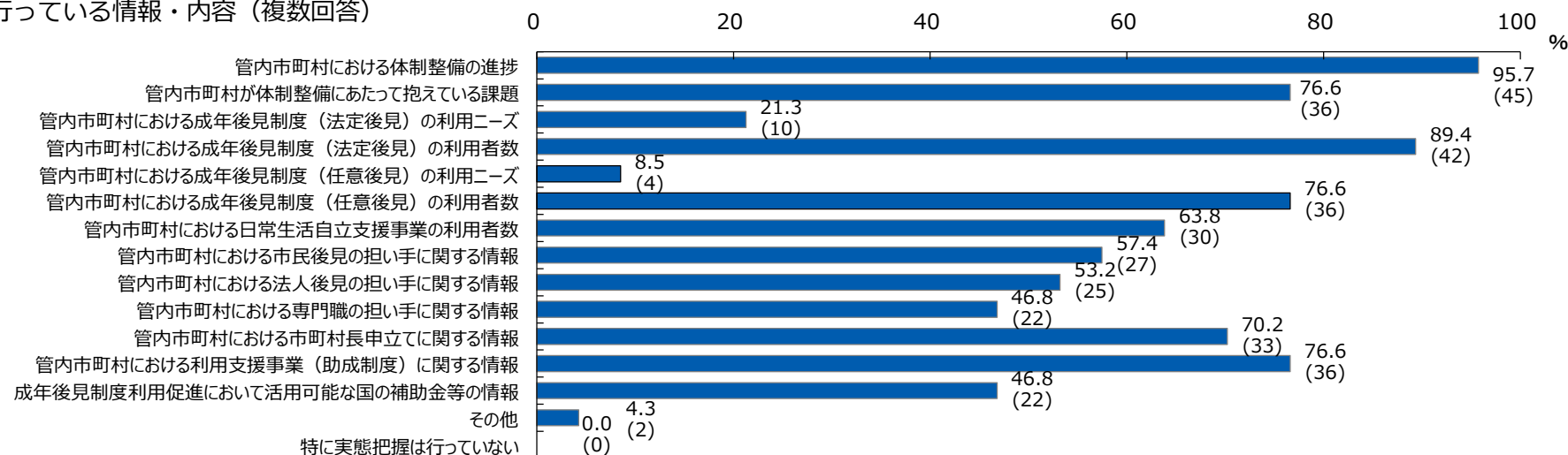
3. 都道府県における取組の現状 (3) 市町村への具体的な支援内容 ① 権利擁護支援・体制整備に関する実態把握

都道府県では、管内市町村の体制整備の進捗や制度の利用状況、市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業等について、それぞれの実態把握や市町村への情報提供・共有を行い、市町村の体制整備を支援している。

問：権利擁護支援・体制整備支援に関して

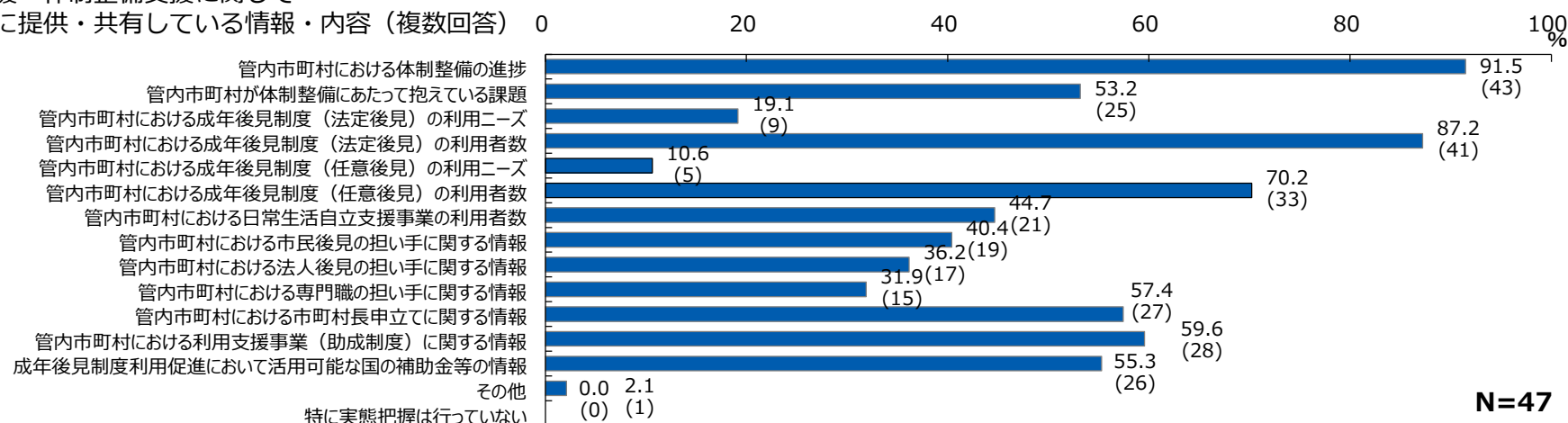
調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日

実態把握を行っている情報・内容（複数回答）



問：権利擁護支援・体制整備支援に関して

管内市町村に提供・共有している情報・内容（複数回答）

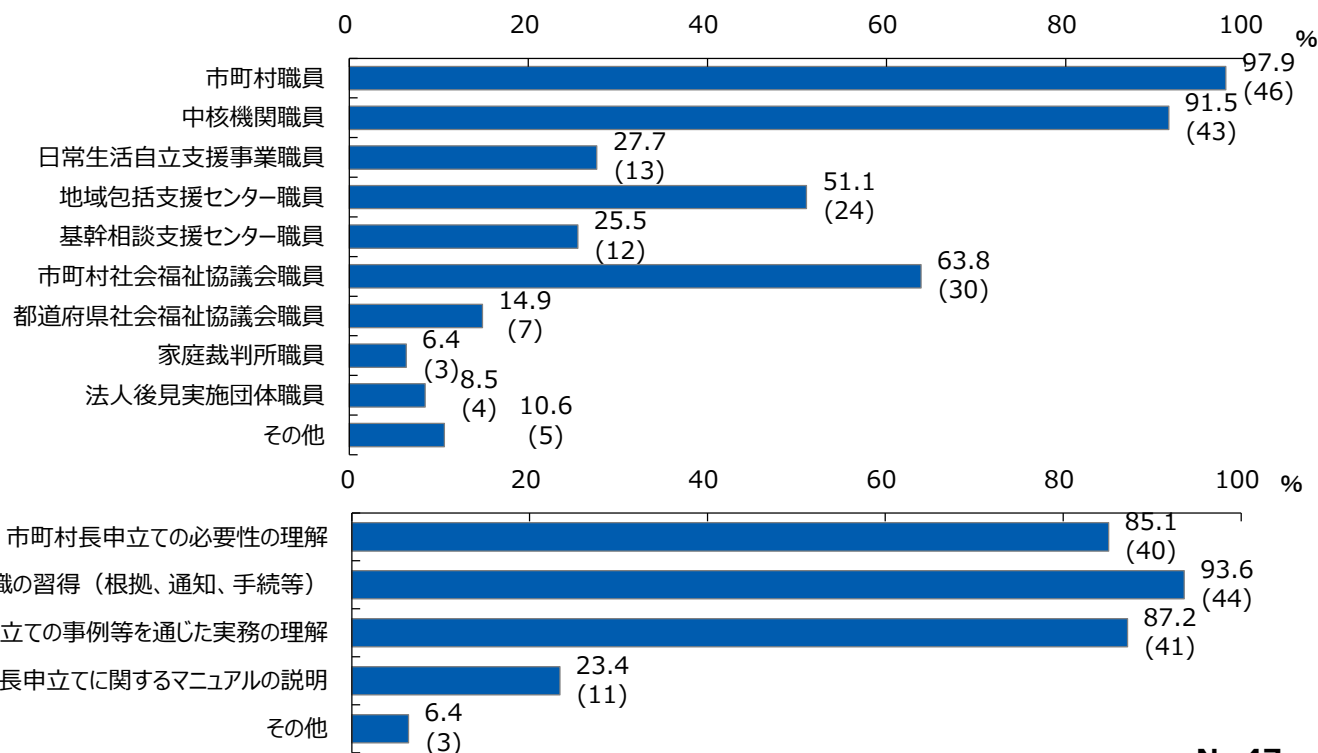
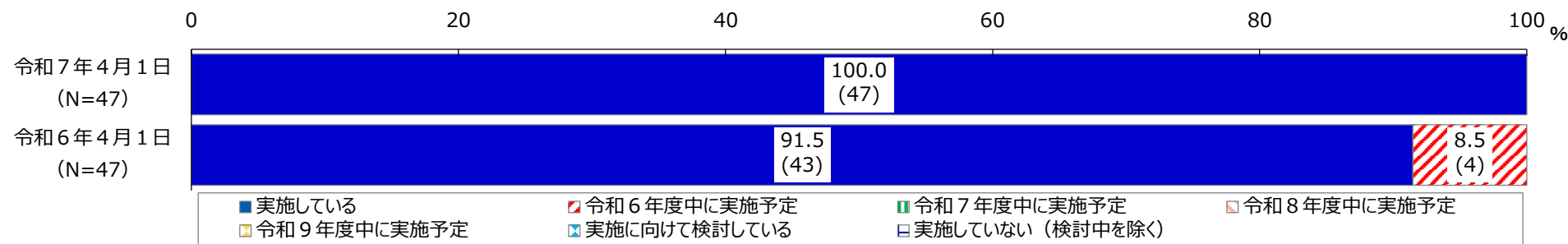


N=47

3. 都道府県における取組の現状 (3) 市町村への具体的な支援内容 ② 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施状況等

全ての都道府県で市町村長申立てに関する研修を実施しており、主に市町村職員や中核機関職員等を対象として、市町村長申立てに関する知識や事例を通じた実務、申立ての必要性等を伝えている。

問：都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施状況



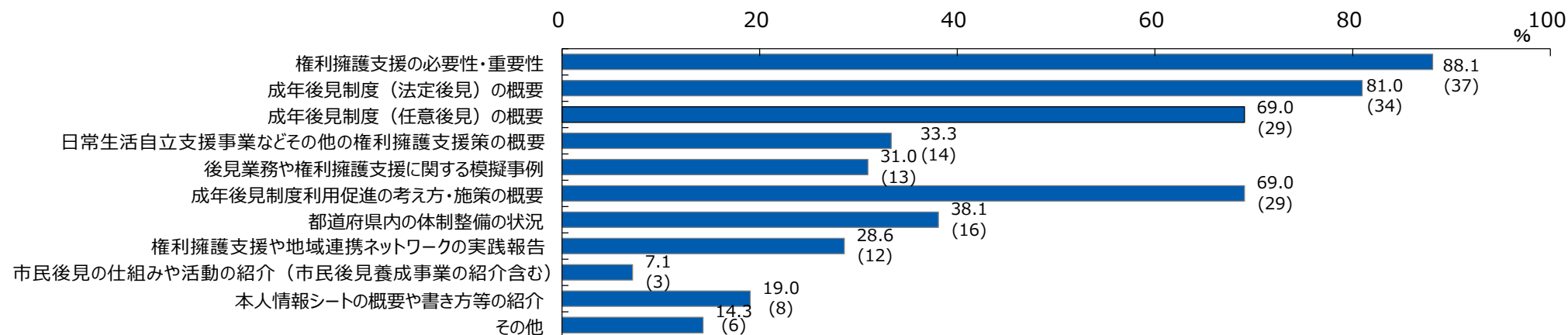
N=47

3. 都道府県における取組の現状 (3) 市町村への具体的な支援内容 ③ 都道府県による成年後見制度や権利擁護支援の必要性に関する研修の実施状況

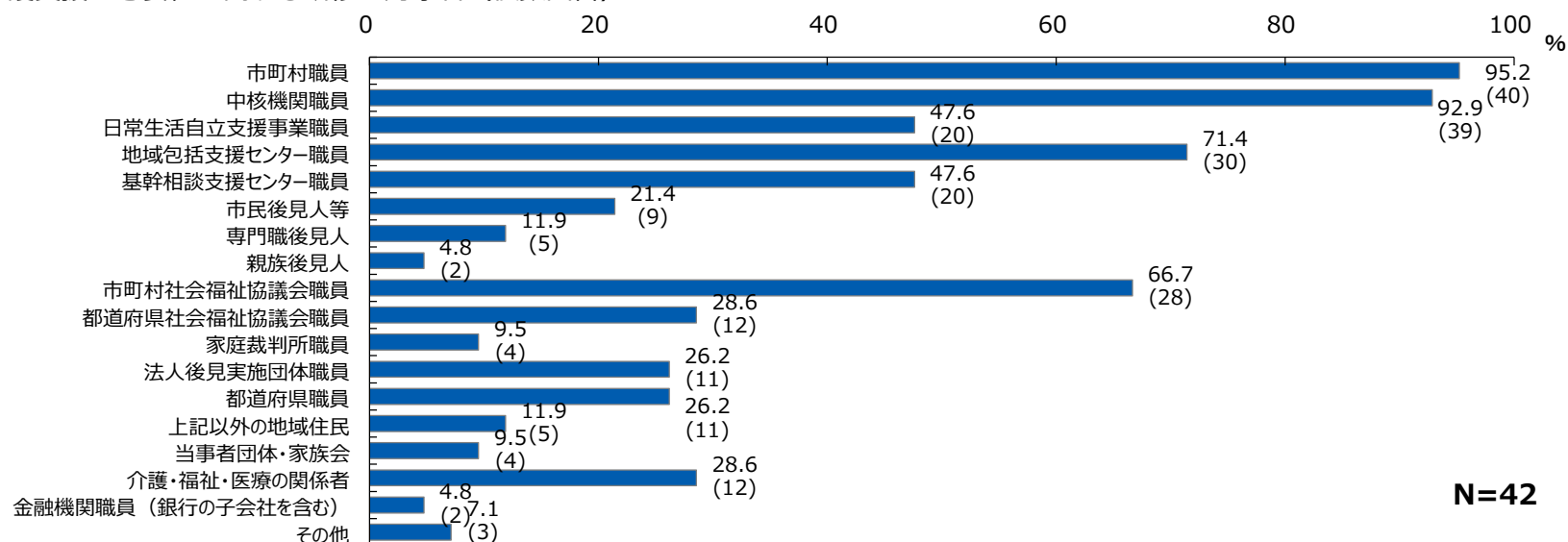
42都道府県で、成年後見制度や権利擁護支援の必要性に関する研修を実施している。市町村職員や中核機関職員を中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関の職員も対象として、権利擁護支援の必要性・重要性、成年後見制度の概要、成年後見制度利用促進の考え方等を伝えている。

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日

問：成年後見制度や権利擁護支援の必要性に関する研修の内容（複数回答）



問：成年後見制度や権利擁護支援の必要性に関する研修の対象者（複数回答）

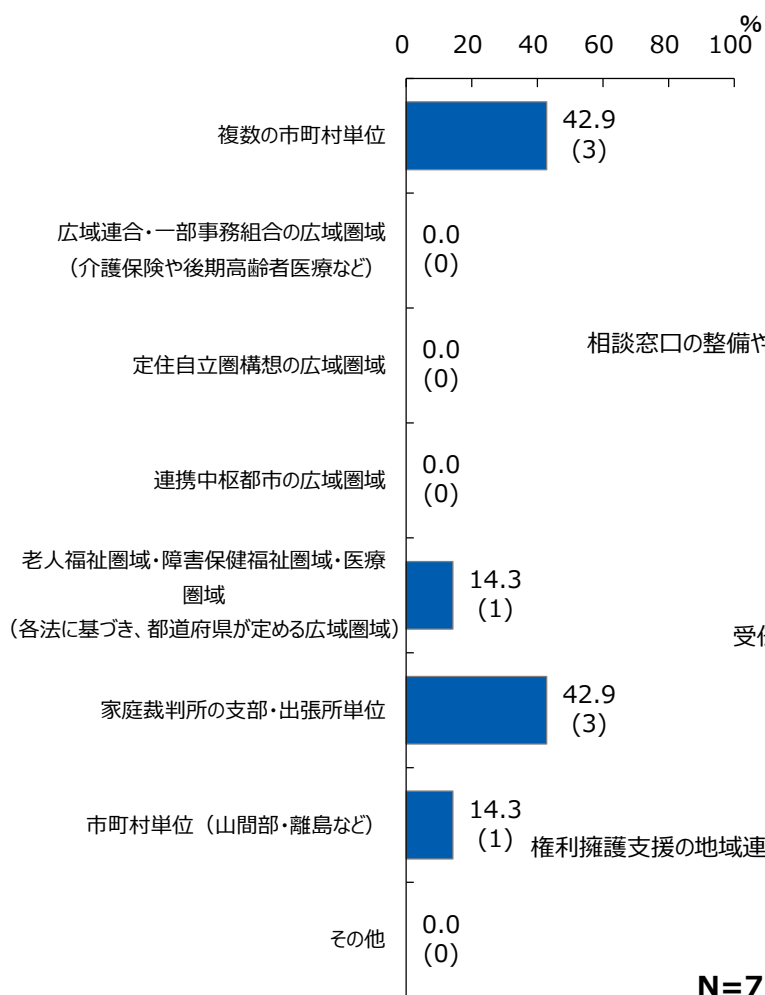


N=42

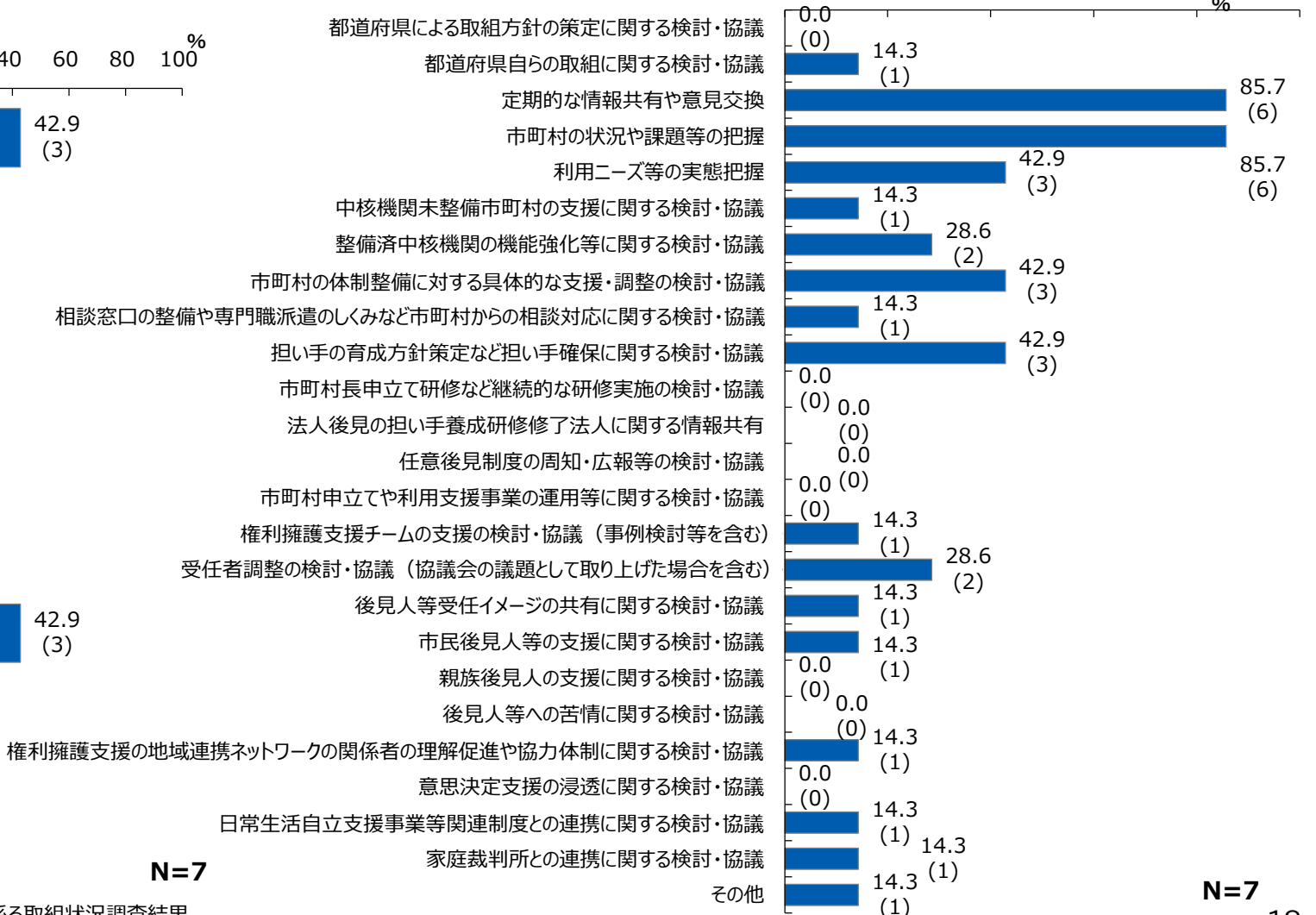
3. 都道府県における取組の現状 (3) 市町村への具体的な支援内容 ④ 圏域単位の協議会の設置有無と協議内容等

7都道府県で、複数の市町村、家庭裁判所の支部・出張所等の区域を単位とした圏域単位の協議会を設置している。協議会では、定期的な情報共有・意見交換や市町村の状況・課題等の把握を中心に、圏域内の市町村に対する支援・調整が行われている。

問：圏域単位の協議会の範囲（複数回答）



問：圏域単位の協議会における検討内容（複数回答）

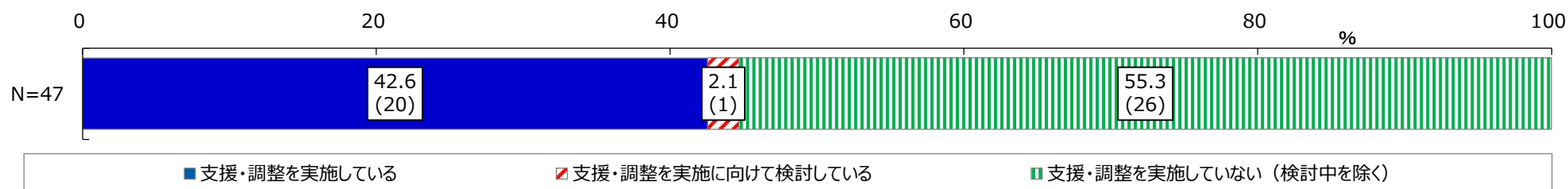


出典：令和7年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

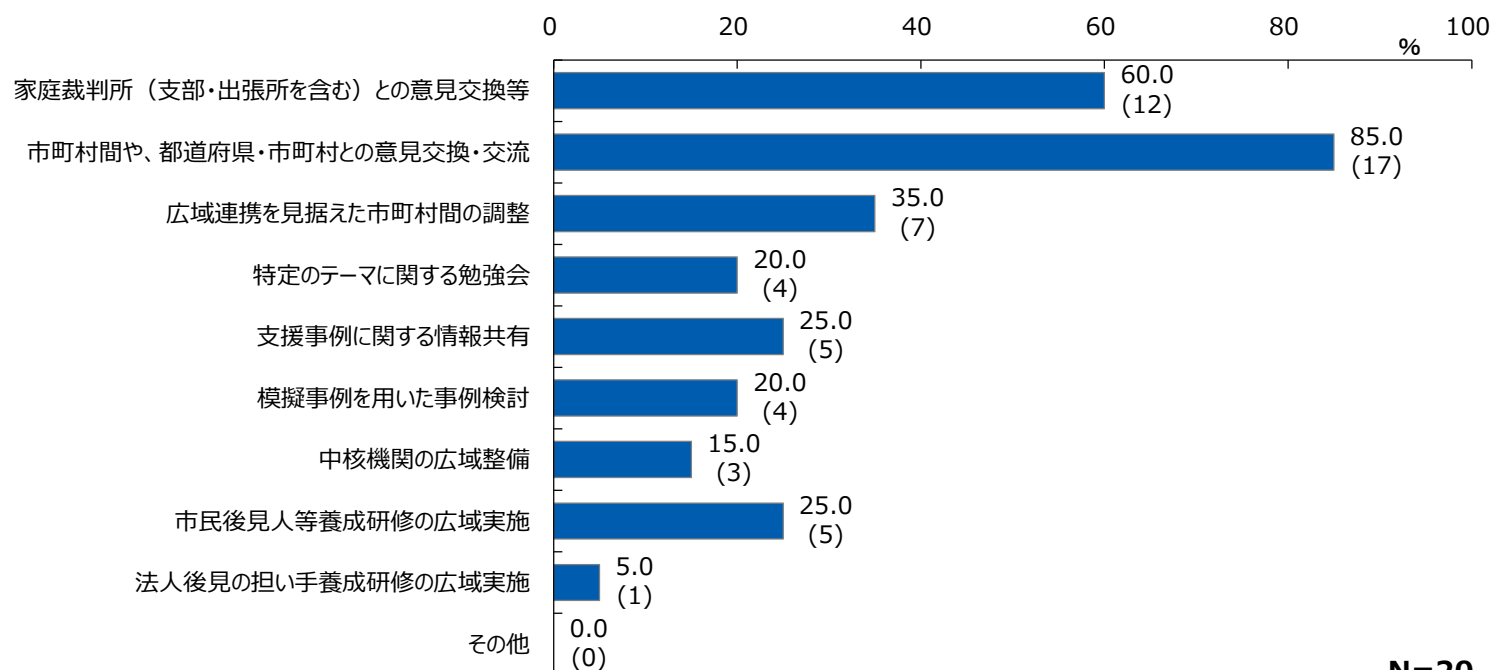
3. 都道府県における取組の現状 (3) 市町村への具体的な支援内容 ⑤ 管内市町村をブロック化・グループ化した市町村間調整の取組

圏域単位の協議会以外に、管内市町村をブロック化・グループ化した支援・調整を実施している都道府県は20都道府県となっている。主に市町村間や都道府県・市町村との意見交換・交流、家庭裁判所との意見交換、広域連携を見据えた市町村間の調整等が行われている。

問：圏域別協議会以外の取組で、管内市町村をブロック化・グループ化した支援・調整の実施状況（複数回答）



問：圏域別協議会以外の取組で、管内市町村をブロック化・グループ化した支援・調整の実施内容（複数回答）

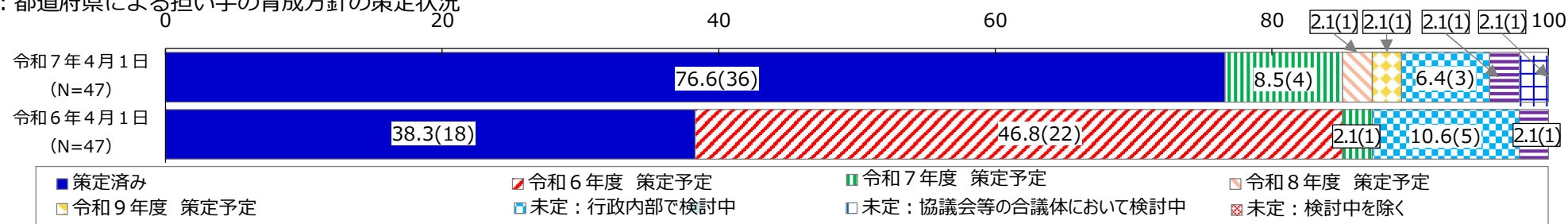


3. 都道府県における取組の現状 (4) 都道府県自らの取組の実施 ①

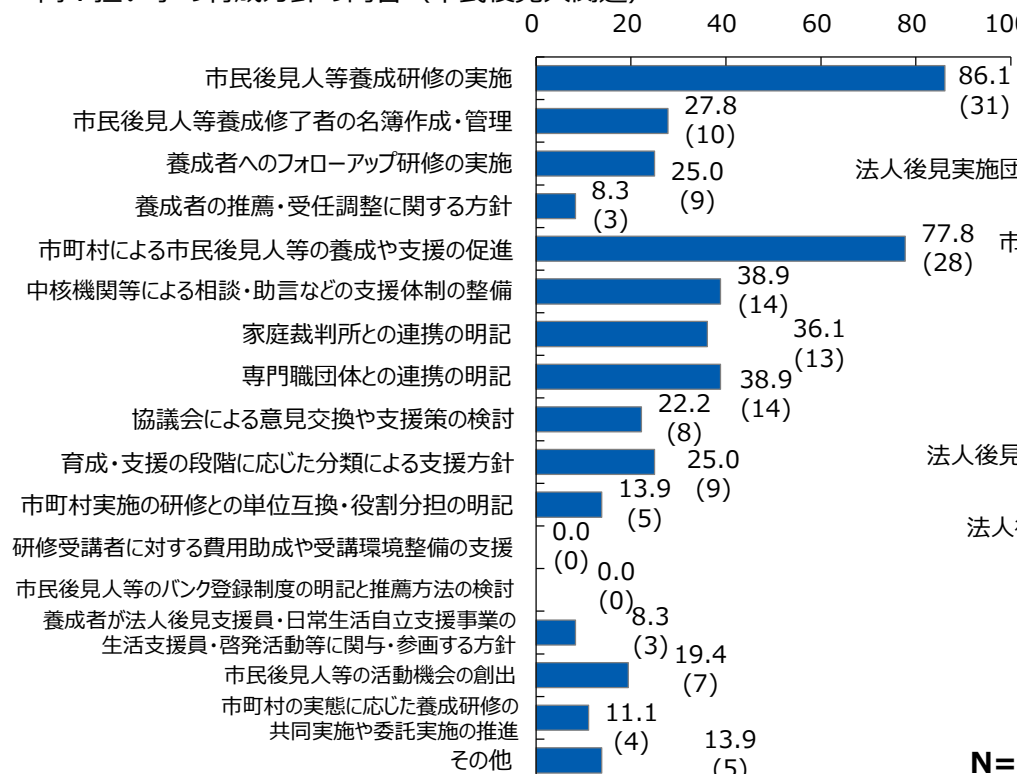
都道府県による担い手の育成方針の策定状況と内容

担い手の育成方針を策定済みの都道府県は36都道府県で、全都道府県の76.6%となっている。策定済みの都道府県では、市民後見人等や法人後見の担い手養成研修の実施を中心に、市民後見人等の養成・活動支援や法人後見を担う団体への支援等が方針に盛り込まれている。

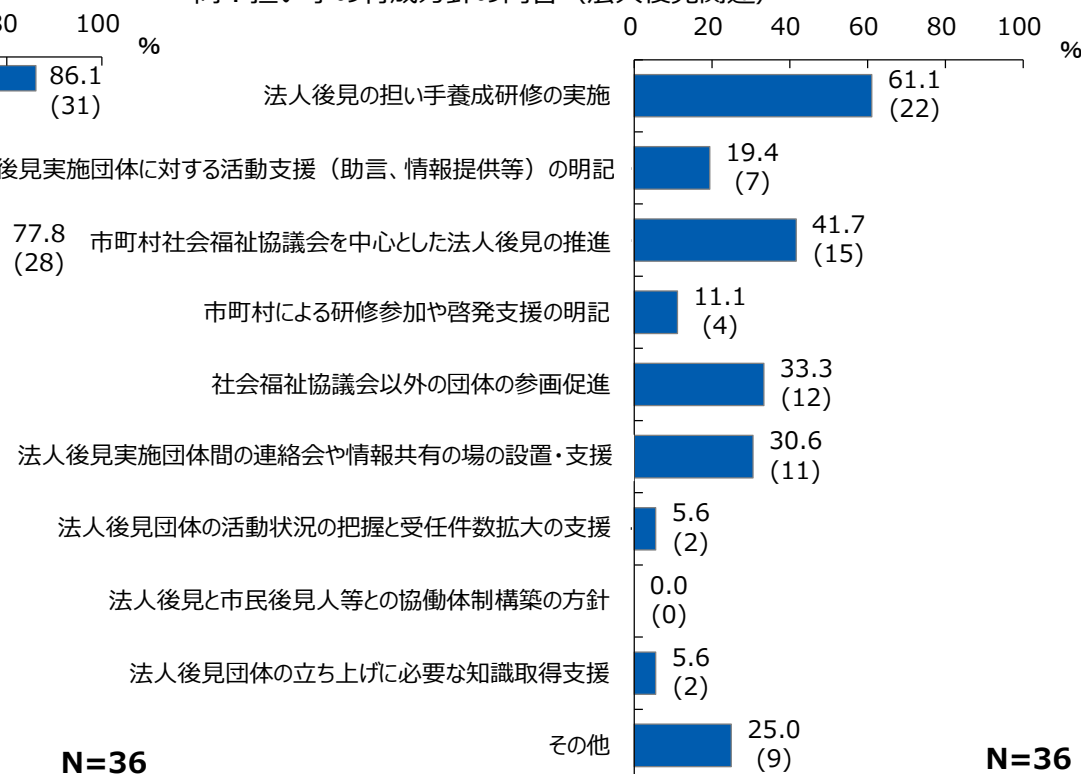
問：都道府県による担い手の育成方針の策定状況



問：担い手の育成方針の内容（市民後見人関連）



問：担い手の育成方針の内容（法人後見関連）



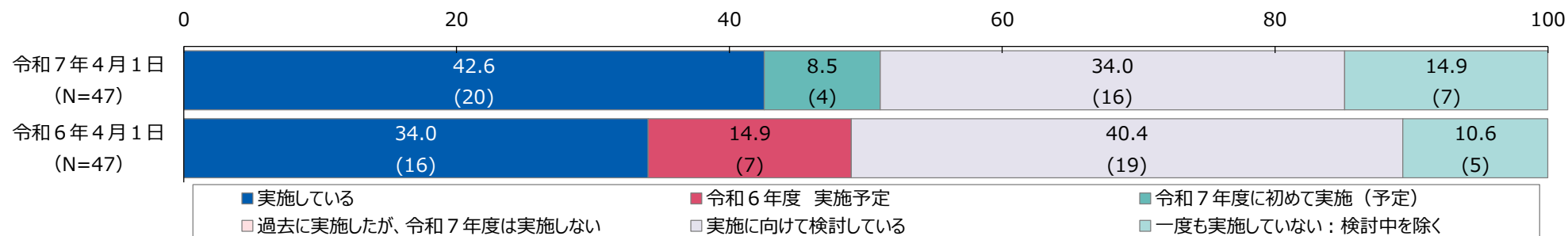
出典：令和7年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

3. 都道府県における取組の現状 (4) 都道府県自らの取組の実施 ②

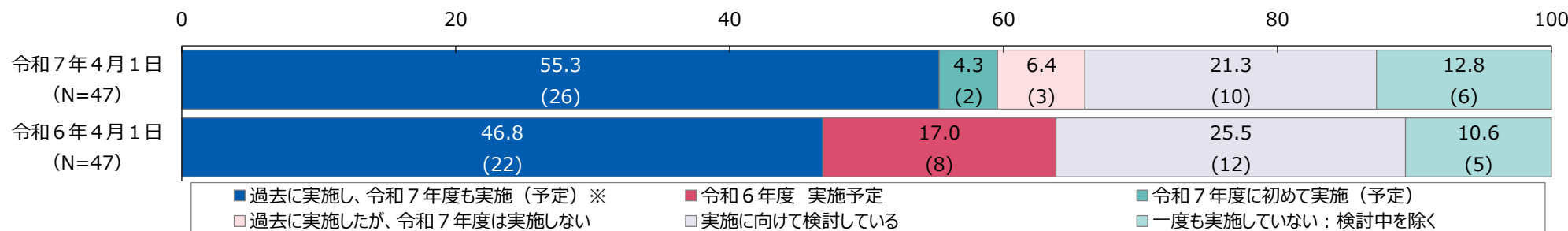
都道府県による市民後見人・法人後見の担い手養成研修、意思決定支援研修の実施状況

都道府県では、担い手の確保・育成や権利擁護支援の充実に向け、市民後見人等の養成研修、法人後見の担い手養成研修、意思決定支援研修が実施されている。

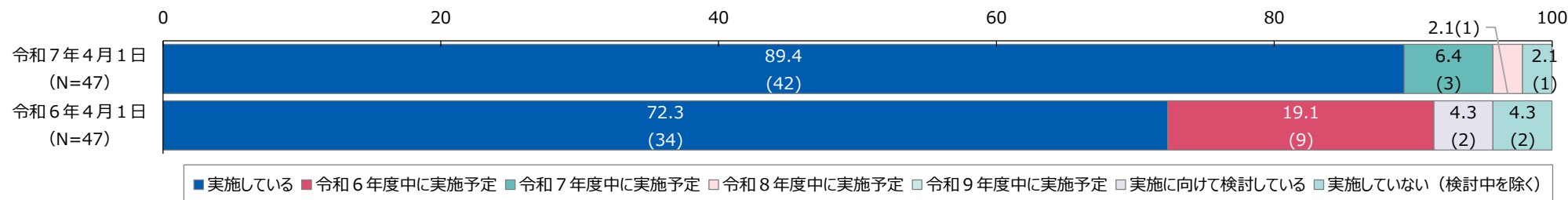
問：都道府県における市民後見人養成研修の実施状況



問：都道府県における法人後見の担い手養成研修の実施状況



問：都道府県による意思決定支援研修の実施状況



3. 都道府県における取組の現状 (5) 都道府県別のKPI達成状況

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日

第二期基本計画のKPIに関する6項目について、策定・実施予定を含む都道府県ごとの達成項目数は平均5.0項目となっている。



都道府県名	達成項目数(予定を含む)	①担い手の育成方針の策定	②市民後見人養成研修の実施	③法人後見実施団体の養成研修の実施	④市町村長申立てに関する研修の実施	⑤協議会設置	⑥意思決定支援研修の実施
北海道	5	○		○	○	○	○
青森県	4	○			○	○	○
岩手県	4	○			○	○	○
宮城県	4	○			○	○	○
秋田県	6	○	○	○	○	○	○
山形県	6	○	○	○	○	○	○
福島県	4	○			○	○	○
茨城県	2				○		○
栃木県	5	○		○	○	○	○
群馬県	5	○		○	○	○	○
埼玉県	6	○	○	○	○	○	○
千葉県	4	○			○	○	○
東京都	6	○	○	○	○	○	○
神奈川県	6	○	○	○	○	○	○
新潟県	4	○		○	○	○	
富山県	6	○	○	○	○	○	○
石川県	4	○			○	○	○
福井県	4	○			○	○	○
山梨県	5	○	○		○	○	○
長野県	5	○		○	○	○	○
岐阜県	5		○	○	○	○	○
静岡県	5	○		○	○	○	○
愛知県	6	○	○	○	○	○	○
三重県	4			○	○	○	○
滋賀県	5	○		○	○	○	○
京都府	5	○		○	○	○	○
大阪府	5	○		○	○	○	○
兵庫県	5	○	○		○	○	○
奈良県	6	○	○	○	○	○	○
和歌山県	5	○		○	○	○	○
鳥取県	5		○	○	○	○	○
島根県	3				○	○	○
岡山県	5	○	○		○	○	○
広島県	5	○		○	○	○	○
山口県	6	○	○	○	○	○	○
徳島県	6	○	○	○	○	○	○
香川県	6	○	○	○	○	○	○
愛媛県	6	○	○	○	○	○	○
高知県	4	○			○	○	○
福岡県	5	○	○		○	○	○
佐賀県	6	○	○	○	○	○	○
長崎県	6	○	○	○	○	○	○
熊本県	6	○	○	○	○	○	○
大分県	6	○	○	○	○	○	○
宮崎県	6	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	5	○	○		○	○	○
沖縄県	4	○			○	○	○
達成項目数(予定を含む)	—	42	24	31	47	46	46

出典：令和7年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

※○：令和7年4月1日時点で策定済み/実施済み/設置済み
 ※○：令和7年4月1日時点で策定予定あり/実施予定あり
 ※空欄：検討中/策定予定なし/実施予定なし/設置予定なし

4. 都道府県による市町村支援の取組 ①

体制整備に未着手の市町村に対し、制度や中核機関の必要性の説明、訪問による状況・課題の把握、先行事例の提供、専門職との連携による伴走支援といった取組が行われている。

① 体制整備に未着手の市町村

主な課題	- 制度や中核機関・センターの役割、体制整備の必要性が十分に理解されていない。 - 相談件数や申立件数が少ないことから、潜在的な支援ニーズが把握されず、体制整備の必要性を感じにくい。 - 担当職員の異動等により、庁内での検討や関係部署との調整が進みにくい。 - 何から着手すればよいか、どのような関係機関に相談すればよいかが分からない。
都道府県に考えられる役割	- 制度や中核機関の役割、体制整備の必要性・効果について理解を促す。 - 地域の申立ての状況等を整理し、潜在的な権利擁護支援ニーズを可視化する。 - 訪問・ヒアリングにより、市町村の取組状況や体制整備上の課題を把握する。 - 市町村の検討段階に応じ、関係機関と連携して継続的に伴走支援する。
取組事例	- 未設置市町村を訪問し、現在の相談対応、関係機関との連携、体制整備が進まない理由等を個別に把握。県・県社会福祉協議会・専門職が連携し、把握した課題に応じて継続的な伴走支援やアドバイザー派遣につなげている。 - 個別事例へのアドバイザー派遣を体制整備の支援と組み合わせ、実際のケースを通じて、課題整理や関係機関の役割、中核機関が担う機能を具体的に共有している。 - 潜在的な支援ニーズや先行自治体の取組を示し、研修、情報交換会、圏域会議等を通じて、体制整備の必要性を認識するきっかけをつくっている。

※ 本資料は、令和8年度都道府県交流会第1回・第2回における実践報告、意見交換の内容をもとに、都道府県による市町村支援の取組を整理したものである。

4. 都道府県による市町村支援の取組 ②

中核機関の設置を検討中の市町村に対し、地域の実情や支援資源を踏まえ、単独・広域、直営・委託等の設置形態を整理し、関係者の役割分担や設置後の運営体制を具体化する取組が行われている。

② 中核機関設置を検討中の市町村

主な課題	・ 直営・委託、単独・広域等の設置形態や、委託先となる団体を決めるににくい。 ・ 市町村行政と社会福祉協議会等の役割分担、必要な人員・財源、運営方法を具体化できていない。 ・ 広域設置を検討する場合、中心市と周辺町村の負担や役割について合意形成が必要となる。 ・ 地理的条件や既存の圏域、相談体制等によっては、既存の広域的な枠組みに入りにくい。 ・ 設置そのものが目的となり、設置後に実施する機能や運営の見通しが十分に整理されていない。
都道府県に考えられる役割	・ 地域の実情や必要な機能を踏まえ、適切な設置形態の選択を支援する。 ・ 市町村、社会福祉協議会等の役割分担を整理する。 ・ 単独・広域設置の選択に向け、市町村間の協議や合意形成を支援する。 ・ 設置後に担う機能や業務を見据え、人員・財源を含む運営体制を検討する。
取組事例	・ 圏域単位の会議や個別ヒアリングを通じ、市町村の意向、既存の相談体制、地域資源等を確認し、単独設置、共同設置、圏域設置等を比較検討している。 ・ 圏域の中心市から周辺町村への働きかけを促し、広域整備の費用面等のメリットを説明。圏域全体での設置が難しい場合も、近隣市町村による共同設置や単独設置など、地域ごとに異なる形で整備している。 ・ 県、県社会福祉協議会及びアドバイザーが訪問し、行政と社会福祉協議会等の役割を確認しながら、設置形態、委託先、運営体制等を一緒に検討している。

※ 本資料は、令和8年度都道府県交流会第1回・第2回における実践報告、意見交換の内容をもとに、都道府県による市町村支援の取組を整理したものである。

4. 都道府県による市町村支援の取組 ③

中核機関の機能発揮に課題がある市町村に対し、相談支援や受任調整等の実施状況を把握し、個別事例への専門的助言、ケース会議への支援、研修や事例共有によって機能強化を図る取組が行われている。

③ 中核機関の機能発揮に課題がある市町村

主な課題	- 中核機関・センターを設置していても、相談対応や広報にとどまり、受任調整、後見人等支援等の機能が十分に実施されていない。 - 個別事例のアセスメント、支援方針の検討、権利擁護支援チームの形成・自立支援の進め方が十分に共有されていない。 - 受任調整会議を設けても案件が上がらない、または対象案件や事前に整理する事項が明確になっていない。 - 市町村と委託先の中核機関等との役割分担や情報共有が不十分で、委託後の運営が受託機関任せになっている。 - 担当者の異動等により実務経験が蓄積されにくく、市町村間・中核機関間に機能差が生じている。
都道府県に考えられる役割	- 中核機関の機能・運営状況を把握し、市町村ごとの課題を明確にする。 - 個別事例への助言や会議運営への支援を通じ、実践力の向上を図る。 - 市町村と中核機関の役割分担や情報共有の方法について調整・助言する。 - 研修や交流会、事例共有を通じ、市町村・中核機関間の機能差を縮小する。
取組事例	- 相談支援、受任調整、後見人等支援等の機能別に取り組状況を調査・ヒアリングし、市町村ごとの機能の差や運営上の課題を把握している。 - 具体的な事例を用いてケース会議や受任調整会議を模擬的に実施し、案件の整理方法、候補者を検討する際の考え方、関係機関の役割等を実践的に確認している。 - 受任調整会議の運営方法や事例を共有し、未実施市町村には専門職と県職員が訪問して個別事例に対応するほか、他市町村のケース会議の見学等につなげている。

※ 本資料は、令和8年度都道府県交流会第1回・第2回における実践報告、意見交換の内容をもとに、都道府県による市町村支援の取組を整理したものである。

4. 都道府県による市町村支援の取組 ④

専門職や担い手が不足している地域に対し、専門職や法人後見実施団体等の地域資源を把握し、専門職団体との広域調整、担い手の養成、研修修了後の実習や活動機会の確保といった取組が行われている。

④ 専門職や担い手が不足している地域

主な課題	- 地域によって専門職の人数や活動状況に偏りがあり、専門的助言や受任者候補者の確保が難しい。 - 市民後見人等を養成しても、実習・活動先や支援体制がなく、実際の活動・受任につながりにくい。 - 研修修了者の高齢化、名簿管理、継続研修、活動先とのマッチングが課題となっている。 - 法人後見を担う団体がない、または人員・財源が不足し、受任できる件数に限界がある。 - 担い手の養成と、受任調整や中核機関によるバックアップ体制が一体的に整備されていない。
都道府県に考えられる役割	- 専門職、法人後見実施団体等の地域分布や活動状況を把握・可視化する。 - 専門職団体と広域的に連携し、地域を越えて相談・助言できる体制を整える。 - 市町村単独では難しい担い手の養成・研修を広域的、段階的に実施する。 - 研修修了者の実習・活動機会を確保し、実際の活動や受任につなげる。
取組事例	- 専門職団体の登録会員数、後見人等の担い手、法人後見実施団体等を市町村・圏域別に整理し、地域の支援資源に見える化している。 - 市民後見人等を段階的に養成し、研修修了後に日常生活自立支援事業や法人後見の支援員等として経験を積む活動ルートを設定している。 - 法人後見の立上げを、職員研修、マニュアル、専門職による助言、訪問協議等で支援し、立上げ後もアドバイザー、担当者会議、実施団体間の情報交換等により継続的に支援している。

※ 本資料は、令和8年度都道府県交流会第1回・第2回における実践報告、意見交換の内容をもとに、都道府県による市町村支援の取組を整理したものである。

4. 都道府県による市町村支援の取組 ⑤

市町村単独では対応困難な広域課題に対し、圏域単位の協議の場を設け、市町村間の役割分担等を調整し、相談、受任調整、研修、担い手養成等の機能を共同実施・補完する取組が行われている。

⑤市町村単独では対応困難な広域課題がある地域

主な課題	・ 小規模自治体では、単独で中核機関・センターの機能、専門職、協議の場、研修機会等を確保することが難しい。 ・ 圏域内でも市町村の人口規模、地理的条件、取組状況が異なり、広域化する範囲や機能について合意形成することが難しい。 ・ 中心市に負担が集中することへの懸念があり、市町村間の役割や費用負担の調整が必要となる。 ・ 複数の市町村・都道府県が関係する申立てや困難事例について対応主体や調整方法が明確でない。 ・ 広域設置が難しい場合に、どの機能を共同実施・補完すべきかが十分に整理されていない。
都道府県に考えられる役割	・ 圏域単位で市町村や関係機関が地域課題を共有・協議する場を整備する。 ・ 地域資源や既存の圏域を踏まえ、広域的に支援する単位・範囲を設定する。 ・ 市町村間の役割分担、費用負担、委託先等について合意形成を支援する。 ・ 相談、受任調整、研修、担い手養成等の機能ごとの共同実施を支援する。
取組事例	・ 圏域・ブロック単位で、市町村、社会福祉協議会、専門職、家庭裁判所等による協議の場を設け、共同設置、共同研修、受任調整、担い手確保等を検討している。 ・ 圏域内の中心市が周辺町村に働きかけ、複数市町村が一つの法人に中核機関を委託。圏域協議会、受任調整、市民後見人の養成・活用等を共同で実施している。 ・ すべての機能を一律に広域化せず、相談窓口は各市町村に置きながら、研修や市民後見人養成等を共同実施するほか、都道府県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会が事務を分担している。

※ 本資料は、令和8年度都道府県交流会第1回・第2回における実践報告、意見交換の内容をもとに、都道府県による市町村支援の取組を整理したものである。

5. 都道府県を支える国の取組

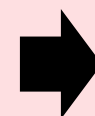
国では、都道府県が管内市町村の状況や課題を把握し、地域の実情に応じた市町村支援や広域的な体制整備を進められるよう、都道府県職員等の人材育成、各都道府県の課題に応じた個別支援、都道府県間の情報共有・意見交換を行っている。

〔 該 当 事 業 〕

国研修

市町村支援や広域的な体制整備を担う人材の育成

- 都道府県職員や都道府県専門アドバイザー等を対象に、都道府県の役割や市町村支援に必要な知識・手法に関する研修を実施
- 体制整備、権利擁護支援、意思決定支援等について、対象者の役割に応じた講義・演習を実施
- 都道府県職員と都道府県専門アドバイザー等が連携して、地域の課題に対応するための実践力の向上を支援
- 中間検証報告書を踏まえ、都道府県専門アドバイザーの役割や地域の実情に応じた活用事例等に関する講義を拡充



人材を育てる

〔 成年後見制度利用促進体制整備研修・広報啓発一式
「成年後見制度利用促進体制整備研修」 〕

都道府県機能強化推進事業

各都道府県の課題整理と取組の具体化に向けた個別支援

- K-ねつとの専門アドバイザー等が都道府県を訪問し、管内市町村の状況や都道府県の取組、課題、支援ニーズ等をヒアリング
- 各都道府県の地域特性や取組状況を踏まえ、強みや課題を整理し、短期的・中長期的な取組方策を提案
- 提案後の取組状況や新たな課題を確認し、取組の具体化に向けた継続的な助言・フォローアップを実施



個々の都道府県の課題と取組を具体化する

〔 任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発一式
「都道府県の機能強化を目的とした課題整理・取組推進のための方策等提案」 〕

都道府県交流会

都道府県間の継続的な情報共有・意見交換を通じた取組の推進

- 国の動向や都道府県等の実践を共有し、市町村支援や広域的な体制整備を進める上で参考となる情報を提供
- 共通する課題や取組上の工夫について、都道府県職員、都道府県社会福祉協議会、都道府県専門アドバイザー等が意見交換
- 年間を通じた継続的な交流により、各都道府県における取組の進捗共有と、都道府県間・関係者間の関係づくりを促進



取組や課題を共有し、相互に学ぶ

〔 任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発一式
「都道府県職員・都道府県専門アドバイザー間の交流支援を通じた成年後見制度利用促進・権利擁護支援の取組の普及の推進」 〕

6. これまでのWGにおける都道府県の機能強化に関する主な意見

令和8年7月13日 第21回成年後見制度利用促進専門家会議

- 都道府県が専門支援、人材育成、広域調整、困難事例の対応を担い、小規模市町村等を実質的に補完する仕組みが必要である。

令和8年7月15日 第1回成年後見制度の適切な運用に係るWG（WG1）

- 都道府県による支援や専門職アドバイザーの活用を強化し、市町村を支える体制を整備する必要がある。
- 国・都道府県・市町村が連携した体系的な研修を計画的に実施する必要がある

令和8年7月30日 第1回地域における権利擁護の支援体制に係るWG（WG2）

- 中核機関未整備市町村では、民法改正後の新旧制度併存により設置のハードルがこれまでよりも高まるおそれがある。未整備市町村が抱える不安や実務課題を把握し、設置促進策を検討するとともに、都道府県による支援機能の強化が必要である。

7. 現状・課題及び論点

現状・課題

- 全国どの地域においても、権利擁護支援を必要とする人が、地域において尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、地域における権利擁護支援体制の整備を推進する必要がある。
- また、今般の社会福祉法改正においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備に係る市町村の果たすべき役割を法律上明確にするとともに、頼れる身寄りがない高齢者等への支援について、市町村による包括的支援の中で対応を図ることを念頭に置いた制度改正が行われている。
- しかし、小規模市町村においては、専門職が不足していること等により、市町村単独では地域権利擁護相談支援センターの設置や必要な機能の確保が難しく、地域連携ネットワークづくりに課題が生じている地域もある。
- 都道府県では、第二期基本計画に基づき、市町村向け研修や圏域単位の協議会の設置、都道府県専門アドバイザーの派遣、市町村間調整など、市町村を支援するための取組が進められているとともに、管内市町村それぞれの課題に応じて、必要な支援・調整を行うなど、現在でも、地域における権利擁護支援体制の整備に貢献している。
- 今後、市町村を中心に地域における権利擁護支援体制を整備するためには、都道府県による広域的・専門的な支援、機能の補完、関係機関調整等がより重要となると考えられる。

論点

- 都道府県による市町村支援の機能について、どのような場面でどのような支援が求められるかを明確化するなど、都道府県の機能発揮を更に促していく方策について、どのように考えるか。
- 特に、都道府県による地域権利擁護相談支援センターの広域設置に向けた調整や、家庭裁判所との広域的な連携調整等の取組みについて、どのように考えるか。